

「話し合いは罪」変わらず

表題は東京新聞 1 月 6 日朝刊。新「共謀罪」を考える Q & A。危険きわまる法案だ。東京新聞らしく、分かりやすくて的確に解説しており、最初だけでも紹介しておきたい。

Q 共謀罪って何？

A 具体的な犯罪を行おうと二人以上で「合意」した段階で処罰できる犯罪です。つまり「話し合うことが罪」となります。政府は「組織的犯罪集団が関与する重大犯罪から国民をより良く守ることができる」とし、2003 年と 04 年、05 年の計三度、共謀罪を創設する法案を国会に提出しましたが、日弁連や市民団体などの反対を受け、いずれも廃案となりました。

Q なぜ反対なの？

A 日本の刑法では、実際に犯罪が行われ、具体的な被害や危険が生じなければ罪に問われないのが原則ですが、共謀罪は犯罪に合意しただけで罪となります。合意は会話やメールなどでコミュニケーションを取ることで成立するため、思想や内心、つまり心の中で考えていることが罰せられるおそれがあります。憲法で保障された思想信条の自由が侵され、市民生活への悪影響が予想されます。

Q 「目くばせ」でも合意が成立するの？

A 政府は共謀罪の成立には「具体的・現実的な合意」が必要だとしていますが、国会答弁で「十分に意思疎通できる仲間同士で、目くばせでも意思を伝えられれば、成立する場合がある」と説明しています。……



この記事で注目したのは、共謀罪の恐ろしい内容とともに、「マンション建設工事に反対」のイラストだ。これを見て、名古屋市瑞穂区の閑静な住宅地に建設中の 15 階建て高層マンションに反対する住民運動を思い起こした。

これまでもレポートしてきたように、地域住民にほとんど説明もせず、強引に建設が進められている。住民は自宅などに幟や旗を掲げ、地道に反対運動を続けている。運動のリーダーが不当に逮捕され、その裁判も始まった。

「共謀罪」法案なるものが成立したら、こうした住民運動も処罰されるのであろうか。今でも住民運動つぶしが横行しているが、こんな悪法で住民が共同して声も上げられなくなる。東京五輪にあ

わせた「テロ対策」を標榜するが、国民の権利を侵害するものであり、断じて許せない。

(2017 年 1 月 10 日)

